

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒント

消費心理

「消費財の80%は、女性が購入決定権を握っている」そうです。人気産婦人科医阿部孝彦氏は「なぜ女性は牛丼屋に行かないのか」(幻冬舎)という本を書いています。最近ではお一人様でも大丈夫ですが、多忙なサラリーマンが多く利用する牛丼屋など、すぐに食事が提供されて、急いで食べて出ていくスタイルは、女性には選ばれにくく、清潔で心なごむ、居心地のよい環境づくりが大切です。ありとあらゆるところをチェックする女性にとって、価格や利便性などに特化した「売り」の要素だけでは、満足できません。女性の心はとても複雑で難解ですが、一番大切なのは「お客様のために」という気持ち、思いです。

ヒント

税務 ミニガイド

役員や社員が死亡したため会社が社葬を行い、その費用負担をした場合、その社葬を行うことが社会通念上相当と認められるときは、社葬のために通常要すると認められる部分の金額は、損金算入することができます。会葬者が持参した香典等は、法人の収入とせず、遺族の収入とすることができます。



富士山(東京より遠望)

鏡形 久/オアシス

源泉徴収票 (給与支払報告書)の作成

□源泉徴収票(給与支払報告書)の作成

年末調整の計算が終了したら、その年の1月から12月までの間に支払の確定した給与の金額や源泉徴収税額などを記載した「源泉徴収票」と「給与支払報告書」を作成します。

所得税の源泉徴収票と住民税の給与支払報告書は、基本的な記載内容は同一ですが、個人番号(マイナンバー)の記載内容は異なっていますので、注意が必要です。

□令和2年分の改正点

源泉徴収票の記載内容のうち、令和2年分から次の点が改正されています。

(1)給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)

所得金額調整控除が新設された関係で、「給与所得控除後の「給与等の金額」欄が、「給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)」欄となりました。

(2)基礎控除の額

基礎控除額が48万円の場合は何も記入しません。基礎控除額が、32万円、16万円、0の場合に記入します。

(3)所得金額調整控除額

所得金額調整控除の適用をした場合には、所得金額調整控除額を記入します。

そして、所得金額調整控除の該当要件に応じて、摘要欄に次の事項を記入します。

- ①「本人が特別障害者の場合」は、記入不要(本人が障害者：特別欄に○印を付ける)
- ②「同一生計配偶者が特別障害者の場合」には、控除対象配偶者欄に記入がないときは、「同一生計配偶者の氏名(同配)」を記入
- ③「扶養親族が特別障害者」「扶養親族が23歳未満控除」の場合には、控除対象扶養親族欄・16歳未満扶養親族欄に記入がないときは、「扶養親族の氏名(調整)」を記入

(4)寡婦・ひとり親

改正された寡婦控除、新設されたひとり親控



○暦が新暦に変わったのは明治6年です。旧暦の明治5年12月2日に明日を新暦明治6年1月1日にすると決めました。偶々旧暦の明治6年は閏年で1年が13カ月ありました。幕府の時代は石高で年俸制でしたが、新政府の公務員給与は月給制です。新暦のお陰で2日だけの12月と閏月との2か月分の給料は支払わなくて済み、貧乏だった新政府は助かりました。



除の適用をした場合には、○印

ただし、年末調整をしなかった場合で、改正前の一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫に該当していた場合には、摘要欄に「旧寡婦」、「旧特別の寡婦」、「旧寡夫」と記入

(「寡婦」欄、「ひとり親」欄に○印は不要)

(5)生年月日の元号

元号(昭和・平成・令和等)を記入

□その他の留意事項

(1)住宅借入金等特別控除の額

「住宅借入金等特別控除の額」欄には、住宅借入金等特別控除額を記入しますが、全額控除できなかった場合(算出所得税額より住宅借入金等特別控除額の方が多かった場合)には、実際に控除できた額(算出所得税額)を記入し、「住宅借入金等特別控除可能額」欄に住宅借入金等特別控除額を記入します。

(2)前職分の合算

前職分を合算して年末調整をした場合には、摘要欄に次の事項を記入します。

- ①他の給与等の支払者が支払った給与等の金額、控除した社会保険料等の金額、控除した所得税等の金額、
- ②他の支払者の住所・所在地、氏名・名称、
- ③退職年月日

令和元年分民間給与 実態統計調査結果

国税庁の調査によれば、民間事業所に昨年1年を通じて勤務した給与所得者数が7年連続で過去最多を更新しています。一方で給与所得者1人当たりの年間平均給与は前年分と比べ4万3千円少ない436万4千円となっており7年ぶりの減少です。コロナ禍の現在と状況は激変していますが、昨年分の実績として分析してみます。

1. 民間給与の動向

民間の給与所得者数は前年比1.3%（78万人）増の5990万人でした。・給与の総額は前年比3.6%（8兆563億円）増の231兆6,046億円でした。・源泉徴収された所得税額は前年比0.7%（744億円）増の11兆1,395億円でした。

2. 1年通じて勤務した給与所得者

①平均給与 全体の平均給与は前年比1.0%減の436万円でしたが、男女実績と正規・非正規の

実績は次の様です。男性の平均給与は540万円前で前年比1.0%減少しています。一方女性の平均給与は296万円で同0.8%増加しています。

正規は503万円と同微減でしたがアルバイトや派遣社員などの非正規は2.5%減の175万円となっています。

②業種別の平均給与 最も高いのは電気・ガス・熱供給・水道業の前年比8.6%増の824万円、次いで金融業・保険業の前年比0.7%減の627万円でした。一方最も低かったのは、宿泊業、飲食サービス業で前年比3.6%増の260万円でした。

3. 留意点

令和元年分の調査結果は、通常行っていた事業所への疑義照会や督促を実施しなかったことに伴い調査票の回収率が低下しています。

このため、大企業の回答率に比べ小規模事業者の回答割合が低かったため、大企業の数字に引張られた結果となっていることに留意しなければなりません。昭和24年分から始まり、今回が71回目に当たる調査でしたが、来年度の調査結果はさらなる不安要素が予測されます。

ナマの税務相談室

Q 先日少しご相談いたしました件の確認でお伺いいたしました。友人Aのご尊父甲は昨年10月に逝去致しました。その相続

人はAさんのみです。甲には同居していた女性乙（配偶者ではない）がいました。甲の遺産にはその女性と数年前に各持分2分の1で取得した土地がありAはその甲の土地持分を相続により取得していました。その後において、Aに次の事実が生じたときは、その土地の持分の帰属及び課税関係はどうなりますか。

- ① Aが本年5月にその土地の持分を放棄した時
 - ② Aがその土地の持分を有したまま死亡した時
- 参考までにAには相続人がいません。

A 民法に「共有」に関する規定があります。つまり二人が一つのものを共有していて各共有者が共有物の「持分」を有して自己

その共有持分は 贈与税か、相続税か

の持分を処分したり持分の割合に応じて使用収益を図ったり共有土地の分割請求をすることも可能です。その持分の範囲で土地の所有

権に準ずる権利を有するとも言えます。

今回のご質問は一方の共有者が放棄した場合ですが、民法239条2項で無主物の帰属は国庫に帰属するという規定がありますが、一方民法255条で共有者の持分の放棄及び共有者の死亡のケースでは他の共有者に持分は帰属するという規定があります。

税法基本通達9—12（共有持ち分の放棄）に放棄したとき、あるいは死亡した場合に相続人がいないときは、その者にかかる持分は、他の共有者がその持分に応じ、贈与又は遺贈により取得したものとして取り扱うものとする、とあります。

したがって、①の場合は贈与税の対象ですし、②の場合は相続税が課税されます。

ナマの税務相談室

譲渡費用の該当性をめぐる判例の積み重ね

所 得税法は、譲渡所得の計算方法を規定していますが、譲渡費用の定義規定は置いていないので、通達に例示されている範囲を参考にするほか、これまでの判例の積み上げから譲渡費用該当性を判断することになります。

平 成18年4月20日最高裁判決「土地改良区決済金事件」は、通達が示してきた「直接必要性」という要件ではなく、実現した譲渡収入のための、「客観的に必要であった費用」という新たな要件を示し、判例積み上げの重要な一里塚となっています。

こ の係争内容は、農地転用許可を停止条件とする譲渡契約のもと、決済金等を譲渡費用として控除したが、課

税庁がこれを認めなかったという事例です。地裁も高裁も、譲渡費用は、資産の譲渡実現のための「直接必要な支出」であるか、または「資産価値増加のための必要な支出」でなければならないとした上で、決済金等は、どちらにも該当せず、譲渡費用とは認められないとして、納税者を敗訴としていました。

そ れに対して、最高裁は、「譲渡費用に当たるかは、一般的、抽象的に、当該資産を譲渡するために必要であるかによって判断するのではなく、現実に行われた資産の譲渡を前提として、客観的に見てその譲渡を実現するために当該費用が必要であったかどうかにより判断すべきもの」

であるとして、決済金等を譲渡の実現に必要な費用、土地の譲渡価額の増加をももたらすもの、として納税者逆転勝訴としました。

一 般論としては、譲渡費用として控除できるものは取得費にもなり得るし、逆に、取得費になり得るものは譲渡費用にもなり得るので、取得費と譲渡費用は相互性の関係にあるといえます。しかし、例えば、抵当権登記の抹消費用の譲渡費用該当性などでは、ネットで検索すると、該当・非該当の両方の意見があったりしています。

通 達や判例に事例がない場合であっても、譲渡の実現と売却価額の増加のために支出し、譲渡に欠くべからざる費用になるものはまだまだあり得ます。今後の審判や訴訟の積み重ねの中で譲渡費用該当性が変容していく余地があります。



「松とれて後の睦月のかけ足に 素子」

正月三が日は、官庁も会社も農作業も休みです。誰はばかりことなく正月気分は浸れますが、その後が忙しい。年末調整の後始末と法定調書の提出。新年分給与関係準備、償却資産申告、年始諸行事と息つく暇もありませんが、しかし、忙中の閑、先を見据えて、一年の計は元旦にあり、です。小寒5日、大寒20日。

私は一日たりとも、いわゆる労働などしたことがない。何をやっても楽しくてたまらないからだ。

(トーマス・エジソン)

1月の税務メモ

(国 税)

- 12月分源泉所得税の納付
(特例適用者は7~12月の半年分)
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

12月
20日

2月1日

〃

〃

〃

(地方条例による)

(地方税)

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間(予定)申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産(固定資産)の申告
- 個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。